

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項、第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第三項又は第五項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第五十二条の四十九	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項、第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の四十九

<p>銀行法 五十七年大蔵省令第十号)</p>	<p>銀行法</p>	<p>長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)</p>
<p>銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第三十四号の二十六第二項及び第三項)</p>	<p>第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十四条の二十六第二項及び第三項</p>	<p>第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九(第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)並びに第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)</p>

<p>銀行法 五十七年大蔵省令第十号)</p>	<p>銀行法</p>	<p>長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)</p>
<p>銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第三十四号の二十六第二項及び第三項)</p>	<p>第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十四条の二十六第二項及び第三項</p>	<p>第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の二十九第一項、第五十二条の四十九(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)並びに第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)</p>

長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)	第二十五条の八の二第二項及び第三項
(略)	(略)

別表第三(第五条関係)

信用金庫法	第八十九条第三項又は五項において準用する銀行法第五十二条の四十九(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)及び第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)
(略)	(略)
長期信用銀行法	第十七条において準用する銀行法第二十条、第五十二条の四十九(第五十二条の二十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)及び第五十二条の六十第一項(

長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)	第十八条の四第一項並びに第二十五条の八の二第二項及び第三項
(略)	(略)

別表第三(第五条関係)

信用金庫法	第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)及び第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)
(略)	(略)
長期信用銀行法	第十七条において準用する銀行法第二十条、第五十二条の四十九(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)及び第五十二条の六十第一項(第五十二

(略)	銀行法 長期信用銀行法施行規則	銀行法施行規則	銀行法	第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)
(略)	第二十五条の八の二第二項及び第三項	第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十四条の二十六第二項及び第三項	第五十二条の四十九(第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。) 及び第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)	
(略)	銀行法 長期信用銀行法施行規則	銀行法施行規則	銀行法	合を含む。)
(略)	第十八条の四第一項並びに第二十五条の八の二第二項及び第三項	第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十四条の二十六第二項及び第三項	第五十二条の四十九(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。) 及び第五十二条の六十第一項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)	